

【住居確保給付金のご案内】 家賃の支払いにお困りの方を支援

離職や廃業、休業等に伴う収入減などにより、住居を失うおそれがあり一定の要件を満たす方に、原則3か月間の住居確保給付金を支給しています。

また、アルバイトにより学費や生活費を賅っていた学生が、これまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれが生じている場合も、要件を満たせば対象となります。

①～③全ての項目にチェックが付いた方は、受給要件を満たす可能性が高いです。
中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）にご相談ください。

チェック項目			チェック欄
① 離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業などにより、収入を得る機会が減少している？			<input type="checkbox"/>
② 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？			<input type="checkbox"/>
③ 収入要件と資産要件を超えていませんか？			<input type="checkbox"/>
世帯員数	収入要件 (月額)	資産要件 (世帯の預貯金合計額)	
単身世帯	113,000円	486,000円	
2人世帯	161,000円	738,000円	
3人世帯	199,000円	942,000円	
4人世帯	236,000円	100万円	
5人世帯	274,000円		

■ 支給額 《月額》単身世帯：32,000円、2人世帯：38,000円、
3～5人世帯：42,000円

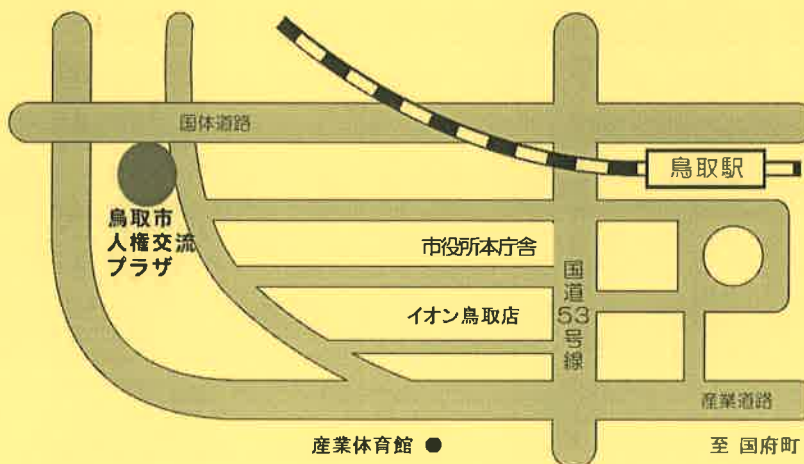
■ 支給方法 市が賃貸住宅の家主へ直接家賃を支払います（代理納付）

■ 支給期間 原則3か月（一定要件により3か月延長可能、最長9か月まで）

詳しくは
こちら！



至 R9 至 行徳



【お問合せ先・相談窓口】

鳥取市中央人権福祉センター
(パーソナルサポートセンター)

鳥取市幸町151人権交流プラザ内

TEL : 0857(20)4888

FAX : 0857(24)8067